

第116回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月23日(火) 午前10時

会場

グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

目次

| | |
|---------------|----|
| 株主の皆様へ | 1 |
| 定時株主総会招集ご通知 | 2 |
| 議案 取締役10名選任の件 | |
| 株主総会参考書類 | 7 |
| 事業報告 | 21 |
| 連結計算書類等 | 52 |

野村ホールディングス株式会社

(証券コード 8604)

新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年の株主総会においては以下の対応を取らせていただきます。株主の皆様へは大変なご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 株主様の安全確保のため、当日の会場へのご来場は、可能な限りお控えください。
- 会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。満席となった場合、ご入場をお断りいたします。
- ご入場の際等に検温、消毒およびマスク着用にご協力をいただくことがあります。株主様に発熱や咳等の症状が認められた場合、ご入場をお断りいたします。また、会場内においても同様の症状が認められた場合は、ご退場いただくことがあります。
- その他議事の時間を短くする等、株主の皆様が会場に滞在する時間を短縮するための運営を取らせていただきます。
- 本株主総会では、当社ウェブサイトを通じて事前の質問受付および事後の動画配信を行います。(詳細は4頁をご参照ください。)
- 議決権行使につきましては、書面または電磁的方法(インターネット等)を是非ご利用ください。(詳細は5頁の「議決権行使に関するご案内」をご参照ください。)

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、2019年4月に公表したビジネス・プラットフォームの再構築に全社を挙げて取り組み、お客様の多様なニーズに応じたソリューション提供に注力してまいりました。営業部門では、大規模な営業社員の再配置と店舗統合など、より良いサービスの提供に向けた体制整備を推し進めながら、前期並みの利益水準を確保することができました。アセット・マネジメント部門では、15四半期にわたり、資金流入となりました。ホールセール部門は、トレーディング・ビジネスを中心に、大幅に収益が回復しており、日本関連のM&AやIPOのリーゲータブルでは首位となりました。

この結果、当期の通期業績は、前期に比べ大幅に改善し、収益合計（金融費用控除後）は1兆2,878億円、税前利益は2,483億円、当期純利益は2,170億円となりました。

なお、配当につきましては、当社の配当方針に基づき、年間の配当金額を1株につき20円とさせていただきます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、年度末の金融市場は大きく変動しました。当社も歴史的な混乱に直面しましたが、全社員一丸となってサービスを継続してまいりました。今後も引き続き、社会に必要なインフラである金融を担う会社としての責任をしっかりと果たしてまいります。

2019年12月に、「野村グループ行動規範2020」を制定いたしました。これは、「挑戦」「協働」「誠実」という、野村グループ共通の価値観を忘れずに行動するための指針です。今後とも、全社員が協力しあい「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命と、「最も信頼できるパートナーとしてお客様に選ばれる金融サービスグループ」になるというビジョンの実現に向けて、日々努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

2020年6月



代表執行役社長
グループCEO
奥田 健太郎



株主各位

(証券コード 8604)

2020年6月5日

東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村ホールディングス株式会社
取締役会長 永井浩二

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご健康状態にかかわらず、**本株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。**

また、本株主総会は感染防止対策を重視して実施させていただきます。株主の皆様の会場における滞在時間を短縮する観点から、議事を簡略化し、質疑応答時間も短縮させていただきます。

なお、4頁に記載のとおり、株主の皆様から当社ウェブサイトにおいて事前にご質問をお受けし、株主の皆様のご関心が高い代表的なご質問については同ウェブサイトにおいて回答させていただきます。

議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、5頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話からご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具





記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」
※新型コロナウイルス感染防止のため会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。満席となった場合はご入場をお断りいたしますので、ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役10名選任の件

※議決権の行使に関する事項

- (1) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- (2) 電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上





〈株主の皆様へのお願い〉

本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。

以下の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



〈事前の質問受付および動画配信についてのご案内〉

本株主総会においては、上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載、ならびに事後の動画配信をいたします。いずれも株主様専用のコンテンツとなっており、以下のIDとパスワードをご入力の上アクセスください。

当社ウェブサイトを通じた事前の質問受付は、2020年6月5日（金）から2020年6月19日（金）までの間、受付いたします。

代表的なご質問への回答および当日の動画は、本株主総会の翌日、2020年6月24日（水）から2020年7月31日（金）までの間、掲載いたします。

(ID : パスワード :) (半角英数字)

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書をご持参のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。



第116期剰余金の配当（期末）のお支払いについて

当社は、2020年5月8日開催の取締役会において、剰余金の配当（期末）を1株につき5円とし、2020年6月8日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。配当金のお受け取りに関しては、裏表紙の「株主メモ」をご覧ください。

議決権行使に関するご案内



インターネット（電磁的方法）による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. ログインID・パスワードを入力する方法

- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。
- 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. QRコードを読み取る方法

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」をスマートフォン端末で読み取ることで「ログインID」および「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回限り可能です。

再行使する場合は1の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- (1) 議決権行使は、株主総会前営業日<2020年6月22日（月曜日）>午後5時30分まで可能ですが、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ
三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）
電話（受付 9：00～21：00） 0120-173-027（通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

コーポレート・スローガン
目指すのは、"今"以上の"未来"。

野村グループ企業理念

《社会的使命》

豊かな社会の創造

金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する

《会社のあるべき姿》

お客様に選ばれるパートナー

最も信頼できるパートナーとしてお客様に選ばれる
金融サービスグループ

《わたしたち一人ひとりの価値観》

挑戦

変化を尊重し、成長への情熱と勇気を持って挑戦を続ける

協働

新たな価値を生み出すために、多様性を尊重し、
組織や立場を超えて協働する

誠実

高い倫理観のもと、正しい行動をとる誠実さと信念を持つ

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者2名を含む取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

10名の候補者のうち、社外取締役候補者は6名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、奥田健太郎および森田敏夫の2名であります。

取締役候補者は次のとおりです。

<取締役候補者一覧>

| 候補者番号 | 氏名 | 担当 | 取締役会への出席状況 |
|-------|---|-------------------------------|---------------|
| 1 | 永井 浩二 重任 非業務執行取締役 | 取締役会長 指名委員（予定） 報酬委員（予定） | 100%（11回/11回） |
| 2 | 奥田 健太郎 新任 執行役兼務 | 代表執行役社長 グループCEO | （新任） |
| 3 | 森田 敏夫 新任 執行役兼務 | 代表執行役 | （新任） |
| 4 | 宮下 尚人 重任 非業務執行取締役 | 監査委員（常勤） | 100%（11回/11回） |
| 5 | 木村 宏 重任 社外取締役・独立役員 | 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長） | 100%（11回/11回） |
| 6 | 石村 和彦 重任 社外取締役・独立役員 | 指名委員 報酬委員 | 100%（11回/11回） |
| 7 | 島崎 憲明 重任 社外取締役・独立役員 | 監査委員（委員長） | 100%（11回/11回） |
| 8 | 園 マリ 重任 社外取締役・独立役員 | 監査委員 | 100%（11回/11回） |
| 9 | Michael Lim Choo San（マイケル・リム） 重任 社外取締役・独立役員 | | 100%（11回/11回） |
| 10 | Laura Simone Unger（ローラ・アンガー） 重任 社外取締役・独立役員 | | 100%（11回/11回） |

※うち女性2名



取締役会長

非業務執行取締役

重任

取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社株式数

普通株式 328,000株

- 1981年4月 当社入社
- 2003年4月 野村証券(株)取締役
- 2003年6月 同社執行役
- 2007年4月 同社常務執行役
- 2008年10月 同社常務(執行役員)
- 2009年4月 同社執行役兼専務(執行役員)
- 2011年4月 同社Co-COO兼執行役副社長
- 2012年4月 当社執行役員(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)
- 2012年8月 当社代表執行役グループCEO
(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)
- 2013年6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO
(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)
- 2017年4月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO
(兼 野村証券(株)取締役会長)
- 2020年4月 当社取締役会長
(兼 野村証券(株)取締役会長) (現任)

重要な兼職状況

野村証券(株)取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社取締役兼代表執行役社長グループCEO、野村証券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2020年4月より当社取締役会長を務めております。野村グループの業務に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は指名委員および報酬委員を務める予定です。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村証券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村証券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。

注2：2003年6月から、当社は、指名・報酬・監査の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制(指名委員会等設置会社)を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役(非業務執行取締役)はこれを行わず、主に監督機能を担っております。



代表執行役社長
グループCEO

執行役兼務

新任

所有する当社株式数

普通株式 83,180株

- 1987年 4月 当社入社
- 2010年 4月 野村証券(株)執行役員
- 2012年 4月 同社常務 (執行役員)
- 2012年 8月 当社常務 (執行役員) (兼 野村証券(株)常務 (執行役員))
- 2013年 4月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)常務 (執行役員))
- 2015年 4月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)専務 (執行役員))
- 2016年 4月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)執行役兼専務 (執行役員))
- 2017年 4月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)専務 (執行役員))
- 2018年 4月 当社執行役グループCo-CEO
(兼 野村証券(株)取締役兼執行役副社長)
- 2019年 4月 当社執行役副社長グループCo-CEO
- 2020年 4月 当社代表執行役社長グループCEO
(兼 野村証券(株)代表取締役) (現任)

重要な兼職状況

野村証券(株)代表取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループCo-CEOや野村証券(株)取締役兼執行役副社長等を歴任し、現在は当社代表執行役社長グループCEOを務めております。
当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役にによって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者といたしました。



代表執行役

執行役兼務

新任

所有する当社株式数

普通株式 263,102株

- 1985年4月 当社入社
- 2008年4月 野村証券(株)執行役
- 2008年10月 同社執行役員
- 2010年4月 同社常務（執行役員）
- 2011年4月 当社常務（執行役員）
- 2012年4月 当社常務（執行役員）（兼 野村証券(株)常務（執行役員））
- 2012年8月 当社執行役（兼 野村証券(株)専務（執行役員））
- 2015年4月 当社執行役（兼 野村証券(株)代表執行役兼専務（執行役員））
- 2016年4月 野村証券(株)代表執行役副社長
- 2017年4月 当社執行役（兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長）
- 2018年4月 当社執行役グループCo-CEO
（兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長）
- 2019年4月 当社執行役グループCo-CEO
（兼 野村証券(株)代表取締役社長）
- 2020年4月 当社代表執行役
（兼 野村証券(株)代表取締役社長）（現任）

重要な兼職状況

野村証券(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループCo-CEOや野村証券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、現在は当社代表執行役を務めております。

当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としたしました。



監査委員（常勤）

非業務執行取締役

重任

取締役会への出席状況

11回／11回

監査委員会への出席状況

16回／16回

所有する当社株式数

普通株式 84,200株

- 1987年 7月 当社入社
- 1993年 6月 スイス・ユニオン銀行（現、UBS）入社
- 1996年 8月 バンカーズ・トラスト・アジア・セキュリティーズ Ltd.入社
- 1998年 4月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社（東京支店）入社
- 1999年12月 日興シティグループ証券(株)（現、シティグループ証券(株)）入社
- 2005年 3月 同社執行役 内部管理統括責任者
- 2009年 7月 当社グループ・コンプライアンス部長
- 2012年 4月 当社執行役員 ホールセール・コンプライアンス・ヘッド
- 2012年 6月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)執行役員）
- 2013年 4月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)代表執行役 内部管理統括責任者）
- 2015年 4月 当社執行役員 コーポレート統括補佐
兼グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)代表執行役兼常務（執行役員） 内部管理統括責任者）
- 2016年 4月 当社顧問
- 2016年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職状況

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)監査役

取締役候補者とした理由

同氏は、当社を含む複数の証券会社において長年法務・コンプライアンス業務に従事し、野村グループのコンプライアンス統括責任者を務めるなど、コンプライアンス分野における豊富な経験と知見を有しております。
同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員を務める予定であり、野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者いたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～10）】

社外取締役候補者6名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。
また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（1）本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・ 当社の業務執行者（*1）が役員に就任している会社の業務執行者
- ・ 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- ・ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 当社の主要な借入先（*2）の業務執行者

③ 当社の主要な取引先（*3）の業務執行者（パートナー等を含む）

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金（*4）を当社より受領している団体の業務を執行する者

（2）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記（1）①～⑤に掲げる者

（注）

*1 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

*3 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう。

*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上



指名委員（委員長）
報酬委員（委員長）

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

5年

取締役会への出席状況

11回／11回

指名委員会への出席状況

9回／9回

報酬委員会への出席状況

8回／8回

所有する当社株式数

普通株式 200株

1976年4月 日本専売公社（現、日本たばこ産業(株)）入社
1999年6月 同社取締役
2001年6月 同社取締役退任
2005年6月 同社取締役
2006年6月 同社代表取締役社長
2012年6月 同社取締役会長
2014年6月 同社特別顧問
2015年6月 当社社外取締役（現任）
2016年7月 日本たばこ産業(株)顧問
2018年3月 同社社友（現任）

重要な兼職状況

日本たばこ産業(株)社友

社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、日本たばこ産業(株)代表取締役社長や取締役会長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員（委員長）および報酬委員（委員長）を務める予定です。



指名委員
報酬委員

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

2年

取締役会への出席状況

11回／11回

指名委員会への出席状況

9回／9回

報酬委員会への出席状況

8回／8回

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1979年 4月 旭硝子(株) (現、AGC(株)) 入社
- 2006年 1月 同社執行役員関西工場長
- 2007年 1月 同社上席執行役員エレクトロニクス & エネルギー事業本部長
- 2008年 3月 同社代表取締役兼社長執行役員COO
- 2010年 1月 同社代表取締役兼社長執行役員CEO
- 2015年 1月 同社代表取締役会長
- 2018年 1月 同社取締役会長
- 2018年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2020年 3月 AGC(株)取締役 (現任)
- 2020年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 (現任)

重要な兼職状況

- AGC(株)取締役
- TDK(株)社外取締役
- (株)IHI社外取締役
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、AGC(株)代表取締役兼社長執行役員CEOや代表取締役会長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。



監査委員（委員長）

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

4年

取締役会への出席状況

11回／11回

監査委員会への出席状況

16回／16回

所有する当社株式数

普通株式 15,400株

- 1969年4月 住友商事(株)入社
- 1998年6月 同社取締役
- 2002年4月 同社代表取締役 常務取締役
- 2003年1月 金融庁企業会計審議会委員
- 2004年4月 住友商事(株)代表取締役 専務執行役員
- 2005年4月 同社代表取締役 副社長執行役員
- 2009年1月 国際会計基準委員会財団（現、IFRS財団）評議員
- 2009年7月 住友商事(株)特別顧問
- 2011年6月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
- 2011年6月 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長
- 2013年9月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー（現任）
- 2013年9月 日本公認会計士協会 顧問（現任）
- 2016年6月 当社社外取締役（兼 野村証券(株)取締役）（現任）

重要な兼職状況

(株)ロジネットジャパン社外取締役
野村証券(株)取締役（*）

社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、また、国際的な会計制度について米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。同氏は、住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員、金融庁 企業会計審議会委員、国際会計基準委員会財団 評議員、公益財団法人財務会計基準機構 理事を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）を務める予定です。

* 同氏は野村証券(株)において非業務執行取締役であり、監査等委員（委員長）を務めています。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、野村証券(株)の社外取締役ではなく取締役としています。



監査委員

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

3年

取締役会への出席状況

11回／11回

監査委員会への出席状況

16回／16回

所有する当社株式数

普通株式 0株

1976年10月 日新監査法人（*）入所
 1979年3月 公認会計士登録
 1988年11月 センチュリー監査法人（*）社員
 1990年11月 大蔵省公認会計士審査会「公認会計士試験制度小委員会」委員
 1992年4月 大蔵省企業会計審議会委員
 1994年12月 センチュリー監査法人（*）代表社員
 2002年10月 内閣府情報公開審査会（現、総務省情報公開・個人情報保護審査会）委員
 2005年4月 東京都包括外部監査人
 2008年7月 新日本有限責任監査法人（*）シニアパートナー
 2012年8月 同監査法人退所
 2013年12月 証券取引等監視委員会委員
 2017年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年の公認会計士としての経験から企業会計についての高い専門性を有しており、東京都包括外部監査人、大蔵省企業会計審議会委員等を歴任されました。また、監査法人を退所後は証券取引等監視委員会委員を務められる等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（*）のシニアパートナーを務めておりましたが、以下の理由から当社は、同氏の経歴は当社の社外取締役としての独立性に何ら影響をおよぼすものではないと判断しております。

- ・同氏は、同監査法人を退所後既に8年弱が経過しており、退所後は同監査法人の運営や財務方針には一切関与していないこと。
- ・同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、金融機関を担当する金融部に所属したこともないこと。

また、同氏は、当社の社外取締役の独立性基準、(株)東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の監査委員に求められるニューヨーク証券取引所の独立性基準も満たしております。

*いずれも、現、EY新日本有限責任監査法人



社外取締役・独立役員

重任

在任年数

9年

取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1972年 8月 Price Waterhouse, Singapore 入所
- 1992年 1月 同所 マネージング・パートナー
- 1998年10月 The Singapore Public Service Commission メンバー (現任)
- 1999年 7月 PricewaterhouseCoopers, Singapore
エグゼクティブ・チェアマン
- 2002年 9月 Land Transport Authority of Singapore チェアマン
- 2004年 9月 Olam International Limited インディペンデント・ディレクター
- 2011年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2011年11月 Accounting Standards Council, Singapore チェアマン
- 2013年 4月 Singapore Accountancy Commission チェアマン
- 2016年 9月 Fullerton Healthcare Corporation Limited
ノン・エグゼクティブ・チェアマン (現任)

重要な兼職状況

Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン
Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン

社外取締役候補者とした理由

同氏は、国際的な会計制度に精通しており、ブライズウォーターハウスクーパーズ(シンガポール)の会長やシンガポールの公職等を歴任され、1998年から2010年にかけて三度にわたり同国より勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きそのグローバルで豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。



社外取締役・独立役員

重任

在任年数

2年

取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社株式数

(1,000ADR(*))

- 1988年1月 U.S. Securities and Exchange Commission (SEC)
エンフォースメント・アトニー
- 1990年10月 U.S. Senate Committee on Banking,
Housing and Urban Affairs カウンセル
- 1997年11月 SEC 委員
- 2001年2月 同 委員長代行
- 2002年7月 CNBC レギュラトリー・エキスパート
- 2003年5月 JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント
- 2004年8月 CA Inc. インディペンデント・ディレクター
- 2010年1月 Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー
- 2010年12月 CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2014年11月 Navient Corporation インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2018年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

- CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター
- Navient Corporation インディペンデント・ディレクター
- Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由

同氏は、米国証券取引委員会 (SEC) の委員および委員長代行を歴任される等、金融関連の法制度に精通し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

*米国預託証券

- 注3：10名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注4：当社は、取締役候補者 宮下尚人、木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerの各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。本総会において宮下尚人、木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerの各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 注5：社外取締役候補者 島崎憲明氏は、2019年3月まで(株)UKCホールディングス（現、(株)レスターホールディングス）の社外取締役を兼務しておりました。同社は、2015年6月から2017年2月までの間、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書および四半期報告書を提出したとして、2018年12月に金融庁から金融商品取引法に基づく課徴金納付命令を受けました。
同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社「第三者委員会報告書検討委員会」の委員長として同社取締役会に対して再発防止策等に関する提言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
- 注6：社外取締役候補者 木村宏および石村和彦の両氏は、(株)IH社外取締役を兼務しております（木村宏氏は2020年6月末に退任予定）。同社は、民間航空機エンジン整備事業に関し、2019年3月に経済産業省から認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省から航空法に基づく業務改善命令を受けました。
両氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社取締役会において事実究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。
- 注7：当社及び当社の子会社である野村證券(株)、野村證券(株)において、(株)東京証券取引所で議論されている上位市場の指定基準および退出基準に関する情報について不適切な取扱いが認められたことから、2019年5月、金融庁から業務改善命令を受けました。本事案を受け、当社及び野村證券(株)において主な改善策として、ホールセール部門のエクイティ・ビジネスにおける組織体制の見直し、投資判断に重大な影響を及ぼし得る非公知の情報を厳格に管理する態勢の整備を行うとともに、2019年12月には野村グループ全役職員の具体的な行動の指針である「野村グループ行動規範」を策定し、金融サービスグループとして社会が期待する役割に応えるという考え方を浸透させる取組みを行うとともに、行動規範に基づく適正な行為（コンダクト）を推進するための内部管理体制の整備を行っております。
社外取締役候補者 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerの各氏は本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等において法令遵守の観点からの発言を行っており、本事案の発生後は、改善策の策定、その実施に向けた取組みおよびこれを定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関して様々な提言を行っております。
また、社外取締役候補者 島崎憲明氏は野村證券(株)の取締役を兼務しております。同氏は、上記のとおり本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。野村證券(株)の取締役会等においても法令遵守の観点からの発言を行っており、本事案の発生後は、監査等委員会委員長として、改善策の策定、その実施に向けた取組みおよびこれを定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関して様々な提言を行っております。

（ご参考）

定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

| | | | |
|-------|-----------|------|------|
| 指名委員会 | 木村 宏（委員長） | 石村和彦 | 永井浩二 |
| 報酬委員会 | 木村 宏（委員長） | 石村和彦 | 永井浩二 |
| 監査委員会 | 島崎憲明（委員長） | 園 マリ | 宮下尚人 |

以上

(ご参考)定時株主総会後の取締役の構成

| 氏名 | 地位 | 関与委員会 ¹ | | | 経験 | | | | |
|-----------------------------------|---------------------|--------------------|----|----|----|--------|-----|------|--------|
| | | 指名 | 報酬 | 監査 | 経営 | 国際ビジネス | 証券業 | 会計財務 | 法制度・規制 |
| 永井 浩二 | 非業務執行取締役 (取締役会長) | ○ | ○ | | ✓ | ✓ | ✓ | | |
| 奥田 健太郎 | 代表執行役社長 グループCEO | | | | ✓ | ✓ | ✓ | | |
| 森田 敏夫 | 代表執行役 | | | | ✓ | | ✓ | | |
| 宮下 尚人 | 非業務執行取締役 | | | ○ | | ✓ | ✓ | | ✓ |
| 木村 宏 | 社外取締役 | ◎ | ◎ | | ✓ | ✓ | | | |
| 石村 和彦 | 社外取締役 | ○ | ○ | | ✓ | ✓ | | | |
| 島崎 憲明 | 社外取締役 | | | ◎ | ✓ | ✓ | | ✓ | |
| 園 マリ | 社外取締役 | | | ○ | | | | ✓ | ✓ |
| Michael Lim Choo San [マイケル・リム] | 社外取締役 | | | | | ✓ | | ✓ | |
| Laura Simone Unger [ローラ・アンガー] | 社外取締役 | | | | | ✓ | | | ✓ |

1. ◎：委員長、○：委員

第116期 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

野村グループは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標といたします。

当期は、「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献してまいりました。

また、企業価値の向上にあたっては、経営指標として1株当たり当期純利益（EPS）を重視いたしました。

(2) 業務運営体制

野村グループでは、4つの部門（営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門およびマーチャント・バンキング部門）が横断的に連携し、業務運営を行っております。各部門に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

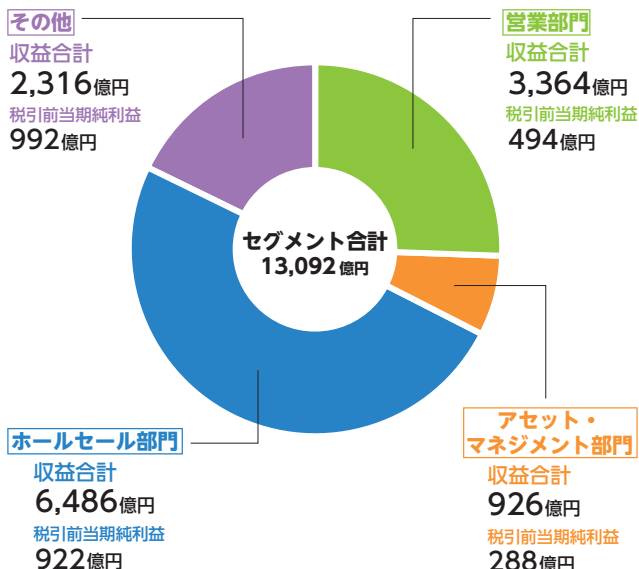
当期の世界経済は景気拡大が続いたものの、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の拡大によって、消費・生産などの経済活動が縮小しました。米国では、実質GDP成長率が2018年から鈍化しましたが、適度な伸びが続いた個人消費や政府支出の伸長に支えられて、経済の堅調な拡大が続きしました。ただし、夏頃まで激化した米中貿易摩擦などの不確実性を反映して、企業は設備投資に慎重でした。米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響を軽減するため、米国では利下げや量的緩和の再開といった金融緩和政策の強化に加えて、財政拡大にも踏み切りました。中国では、米中貿易摩擦と新型コロナウイルス感染症の先進国での拡大によって輸出が鈍化し、企業の設備投資意欲が減退しました。また、中小企業・サービス業の稼働率はまだ正常化しておらず、雇用環境と国内消費が抑制されやすい状況です。他方、当局は金融機関に対して融資強化指導を行っており、今後は緩やかな国内信用の拡張が期待されます。財政政策ではGDP比3%を超える財政赤字が一時的に許容される等、景気対策を強める方針が打ち出されています。欧州でも、米中貿易摩擦の影響で外需が落ち込み、また、EUの新車環境規制強化も影響し製造業の生産が減少した一方、堅調な雇用に支えられて個人消費は底堅く推移しました。しかし、2020年3月には新型コロナウイルス感染症の拡大によって、主要国では外出規制が実施され、域内の消費・生産活動が大幅に制約されました。

日本経済については、2019年度前半までは緩やかながら拡大基調を続けたものの、2019年10月の消費税率引き上げをきっかけに個人消費が大きく落ち込みました。米中貿易摩擦の影響を受けて輸出が2018年後半以降伸び悩みを続けていることが、企業の設備投資意欲を減退させていましたが、消費税増税後は設備投資の減少が明確になっています。2020年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の拡大にともないインバウンド需要が大きく減少しているほか、外出抑制により個人消費がさらに低迷したと見られます。企業業績も景気減速の影響を受けて、主要企業の2019年度の経常利益は、8年ぶりに減益となる公算が大きくなりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による景気・企業業績への影響が懸念されて、年度後半には株式市場が大幅な下落に見舞われ、市場のボラティリティ（変動性）が高まる場面がありました。

連結経営成績

| | 第115期 (2018.4.1~ 2019.3.31) | 第116期 (2019.4.1~ 2020.3.31) | 対前期 比較増減率 |
|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 収益合計 (金融費用控除後) | 11,168億円 | 12,878億円 | 15.3% |
| 金融費用以外の費用計 | 11,545億円 | 10,396億円 | △10.0% |
| 税引前当期純利益 (△損失) | △377億円 | 2,483億円 | — |
| 法人所得税等 | 570億円 | 289億円 | △49.3% |
| 当期純利益 (△損失) | △947億円 | 2,194億円 | — |
| 差引：非支配持分に 帰属する当期純利益 | 57億円 | 24億円 | △58.7% |
| 当社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) | △1,004億円 | 2,170億円 | — |
| 株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率 (ROE) | △3.7% | 8.2% | — |

第116期 収益構成



金融規制に関しては、自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等、バーゼルⅢと呼ばれる規制の適用に加え、当社は「国内のシステム上重要な銀行」のひとつに指定されており、国内外の金融機関に対する監督強化にともなう広範囲な規制改革等引き続き適切に対応することが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延による世界経済の落ち込みや、それにとまなう各国中央銀行の金融政策の変更など、先が見えない状況が継続する中、グローバルな事業環境の変化に対応し、適切な施策を検討・実施しております。

このように当社を取り巻く環境が大きく変動する中、2019年4月に公表したビジネス・プラットフォームの再構築に全社を挙げて取り組み、競争優位性のある分野でお客様のニーズに応じたソリューション提供に注力した結果、税前損益は前期から大幅に回復しました。

当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して15.3%増の1兆2,878億円、金融費用以外の費用は同10.0%減の1兆396億円となりました。税引前当期純利益は2,483億円、当社株主に帰属する当期純利益は2,170億円となりました。株主資本利益率（ROE）は8.2%となり、また、当期のEPS（注）は前期の△29.92円から66.20円となっております。なお、2020年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり5円とし、年間での配当は1株につき20円といたしました。

(注) 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (△損失)

(2) セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 11,240 | 13,092 | 16.5 |
| 金融費用以外の費用計 | 11,545 | 10,396 | △10.0 |
| 税引前当期純利益 (△損失) | △305 | 2,696 | — |

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比16.5%増の1兆3,092億円、金融費用以外の費用は同10.0%減の1兆396億円、税引前当期純利益は2,696億円となりました。

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 3,395 | 3,364 | △0.9 |
| 金融費用以外の費用計 | 2,900 | 2,869 | △1.1 |
| 税引前当期純利益 | 495 | 494 | △0.1 |

収益合計（金融費用控除後）は、前期比0.9%減の3,364億円となりました。金融費用以外の費用は同1.1%減の2,869億円、税引前当期純利益は同0.1%減の494億円となりました。

営業部門では、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、お客様一人ひとりに寄り添い、「最も信頼できるパートナー」を目指してコンサルティング営業に取り組んでまいりました。当期は不透明な市場環境を背景にお客様の投資マインドが低下し、投資信託や株式の販売が低調でしたが、リテールチャネルにおいて、お客様のニーズに沿った営業体制への移行を行い、少しずつではありますが変化の兆しが見えてきております。今後は資産運用に加え、不動産・相続・資産承継といった多様な悩みの解決に向けた商品・サービスの充実を図り、お客様の資産全体に対するアドバイスの提供を目指します。また、より多くのお客様へサービスをお届けするため、対面に加えてデジタルも活用したアプローチに取り組んでおり、今後一層強化してまいります。

アセット・マネジメント部門

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 978 | 926 | △5.4 |
| 金融費用以外の費用計 | 637 | 638 | 0.3 |
| 税引前当期純利益 | 342 | 288 | △15.8 |

収益合計（金融費用控除後）は、前期比5.4%減の926億円となりました。金融費用以外の費用は同0.3%増の638億円、税引前当期純利益は同15.8%減の288億円となりました。

投資信託ビジネスでは、人生100年時代に向けた資産形成に資する商品や確定拠出年金向けに提供する商品、ETFへの資金流入が継続する一方で、新興国ファンドなどからの資金流出がありました。投資顧問ビジネスでは、公的年金を中心に資金流入があったものの、海外ではハイ・イールド・プロダクトを中心に資金が流出しました。この結果、2020年3月末の運用資産残高は前期末比で減少し、戦略的パートナーのアメリカン・センチュリー・インベストメンツ社の評価損益の影響で、前期比で減収となりました。

ホールセール部門

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 5,554 | 6,486 | 16.8 |
| 金融費用以外の費用計 | 6,668 | 5,564 | △16.6 |
| 税引前当期純利益 (△損失) | △1,114 | 922 | - |

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されております。

収益合計（金融費用控除後）は、前期比16.8%増の6,486億円となりました。また、金融費用以外の費用はホールセール部門に帰属するのれんの減損損失810億円の剥落等により同16.6%減の5,564億円、税引前当期純利益は922億円となりました。なお、当期は3月のマーケット急変を受けてローン関連ポジション等から認識した評価損約350億円を計上しております。

グローバル・マーケット

当期は、期初にビジネスの戦略的な見直しを行い、それぞれの地域で強みのあるコアビジネスにより注力することで業績の安定化に努めました。地政学リスクの高まりにより困難な市場環境が続きましたが、多様な顧客ニーズへの継続的な対応を行い、フィクスト・インカムとエクイティともに実績を積み重ねることができました。

インベストメント・バンキング

当期は、第3四半期まではグローバルでビジネスは堅調に推移しましたが、第4四半期に新型コロナウイルスの感染拡大にともなう顧客アクティビティの低下とマーケットの下落が業績に影響を与えました。一方、海外を中心に取り組んできた収益機会の分散が進展しており、顧客のニーズを丁寧に汲み取り、オーダーメイド型のソリューションを提供することで、このような環境下においても欧州やアジアではM&Aアドバイザーや債券引受けにて昨年度を上回る収益を達成することができました。

2020年4月1日に、再生可能エネルギー関連技術および設備に強みを持つM&AブティックであるGreentech Capital, LLCの買収が完了しました。

| その他 | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 1,313 | 2,316 | 76.4 |
| 金融費用以外の費用計 | 1,340 | 1,324 | △1.2 |
| 税引前当期純利益 (△損失) | △28 | 992 | — |

収益合計（金融費用控除後）は2019年7月に計上した株式会社野村総合研究所普通株式の売却益733億円等により前期比76.4%増の2,316億円、また、金融費用以外の費用は同1.2%減の1,324億円、税引前当期純利益は992億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村証券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplc、ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte.Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率のかつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

| 項 目 | 期 別 | 第113期 (2016.4.1~2017.3.31) | 第114期 (2017.4.1~2018.3.31) | 第115期 (2018.4.1~2019.3.31) | 第116期 (2019.4.1~2020.3.31) |
|----------------------------------|-----|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 収益合計 | | 17,155億円 | 19,722億円 | 18,351億円 | 19,525億円 |
| 収益合計（金融費用控除後） | | 14,032億円 | 14,970億円 | 11,168億円 | 12,878億円 |
| 税引前当期純利益（△損失） | | 3,228億円 | 3,282億円 | △377億円 | 2,483億円 |
| 当社株主に帰属する 当期純利益（△損失） | | 2,396億円 | 2,193億円 | △1,004億円 | 2,170億円 |
| 1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（△損失） | | 67.29円 | 63.13円 | △29.90円 | 67.76円 |
| 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（△損失） | | 65.65円 | 61.88円 | △29.92円 | 66.20円 |
| 総資産 | | 425,320億円 | 403,439億円 | 409,694億円 | 439,998億円 |
| 当社株主資本合計 | | 27,899億円 | 27,493億円 | 26,311億円 | 26,535億円 |

(注)米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

5. 対処すべき課題

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。国内におけるビジネス・モデルの変革と海外における収益性のさらなる改善のため、2019年5月より部門主導の業務運営体制へ移行し、ビジネス・プラットフォームの再構築にスピード感をもって取り組んでまいりました。

引き続き、いかなる環境下でも持続的に成長可能な事業基盤の構築を目指してまいります。加えて、ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組みも重要なテーマと認識しております。

新型コロナウイルスの感染拡大による、大きな環境変化の中ではありますが、お客様へのサービスを継続し、社会に必要なインフラである金融を担う会社としての責任をしっかりと果たすことができるように努めていきます。

今後も、グローバルな事業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図ってまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、多くの人々に必要とされる金融機関を目指しております。今後は、資産承継や老後資金の不足に対する不安など、多様化する資産の悩みに的確に応えるため、パートナーのスキルアップを継続して図るとともに、幅広い商品・サービスの充実に努めます。また、これまで当社をご利用いただいていないお客様にも商品・サービスをお届けするため、オンラインサービスを拡充するとともに、コールセンター等を通じたりモートコンサルティング体制を強化してまいります。

【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、資産運用に対するニーズの高まりが見込まれる資産形成層やリタイアメント層に焦点をあて、投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を提供してまいります。投資顧問ビジネスにおいては、国内外の投資家へ付加価値の高い運用商品とサービスを提供することによる顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。今後とも、お客様に対して優れた運用成果を提供することに加え、多様化する資産運用ニーズに応えることで、世界の投資家から選ばれる運用会社となることを目指してまいります。

【ホールセール部門】

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展によるマーケットの変化に加えて、新型コロナウイルスなどによる不透明なマーケット環境や景気の低迷などが我々のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、国内外および他部門との連携を強化し、しっかりとリスクコントロールを行ってまいります。ビジネスの領域を広げるとともに成長の見込まれる分野に効率的に財務リソースを活用していきます。

グローバル・マーケットでは、今後の景気や市場動向を見据えたポートフォリオの見直しを行い、徹底したリスクコントロールのもとでお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、投資家向けストラクチャードビジネスやストラクチャード・ファイナンスといった成長が見込める分野でのビジネスおよび顧客対応を強化するとともに、フロービジネスではデジタルイノベーションを推し進めて効率化と差別化に努めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、お客様のビジネス活動のグローバル化が継続する中、クロスボーダーM&Aや国内外の市場での資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスの提供に努めてまいります。

【マーチャント・バンキング部門】

マーチャント・バンキング部門においては、事業再編・事業再生・事業承継・MBO等の案件において、多様化・複雑化するお客様のさまざまな課題解決のため、エクイティ等を活用したソリューションを提供しております。お客様からのさらに幅広いソリューションへの期待に応えるため、リスク管理を適切に行いながら、投資先の企業価値向上支援に注力し、プライベート・エクイティ市場の拡大にも貢献してまいります。

【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定めております。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。

コンプライアンスについては、野村グループがビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理態勢の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

2019年3月には、東京証券取引所で議論されている上位市場の指定・退出基準に関する情報について、市場の公正性・公平性の観点から不適切な取扱いがあり、同年5月、当社および野村証券は、金融庁より、情報管理にかかる経営管理態勢等につき、業務改善命令を受けました。当社および野村証券では、本件を重く受け止め、組織体制の見直しや規程の整備のほか、法令および規則の遵守のみならず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるようにするため、野村グループの一員として取るべき行動の指針として「野村グループ行動規範」を策定するとともに、行動規範に基づく適正な行為（コンダクト）を推進する実効的な内部管理態勢の整備を行っております。

また、野村グループでは、2015年より、「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年、すべての役職員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにすることとしております。この取組みにおいても適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション等を行うことで、健全な企業風土の醸成に努めるとともに、役職員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての高い倫理観を持って行動できるよう、更なる取組みを進めてまいります。

以上のように、経営目標の達成に向け取り組んでまいります。引き続き、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力するとともに、より一層、社会に必要とされ、お客様に信頼される金融サービス・グループを目指してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、引受けおよび売出し、募集および売出しの取扱い、私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門およびマーチャント・バンキング部門の4部門で構成されております。

今後、多様化するお客様のニーズにお応えするため、これまで当社が主に取り扱ってきた、上場株式や社債といったパブリックな市場における商品に加え、プライベート・エクイティや私募債といったプライベート領域の商品やサービスにも注力していきます。これらを通じて、お客様に提供できるサービスのラインナップを拡大していきます。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）

野村證券株式会社 本支店および営業所（計128店）

東京都 24店 関東地方（東京都を除く） 29店

北海道地方 5店 東北地方 9店

北陸地方 4店 中部地方 15店

近畿地方 18店 中国地方 9店

四国地方 4店 九州・沖縄地方 11店

野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）

野村信託銀行株式会社（東京）

野村ファシリティーズ株式会社（東京）

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（東京）

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.(アメリカ・ニューヨーク市)

ノムラ・インターナショナルPLC (イギリス・ロンドン市)

ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットInc. (アメリカ・ニューヨーク市)

(3) 使用人の状況

| 使用人数（人） | 前事業年度末比増減（人） |
|---------|--------------|
| 26,629 | 1,239（減） |

(注) 1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。
2. 使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 事業内容 |
|----------------------------|----------------|------------------|----------|---------------|
| 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 100億円 | 100% | 証券業 |
| 野村アセットマネジメント株式会社 | 東京都中央区 | 171億80百万円 | 100% | 投資信託委託業、投資顧問業 |
| 野村信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 350億円 | 100% | 銀行業、信託業 |
| 野村ファシリティーズ株式会社 | 東京都中央区 | 4億80百万円 | 100% | 不動産賃貸および管理業 |
| 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社 | 東京都千代田区 | 1,767億75百万円 | 100% | 金融業 |
| 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 10百万円 | 100% | 持株会社 |
| ノムラ・ホールディング・アメリカInc. | アメリカ・ニューヨーク市 | 61億5,725万米ドル | 100% | 持株会社 |
| ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc. | アメリカ・ニューヨーク市 | 36億5,000万米ドル | 100%* | 証券業 |
| ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC | アメリカ・ニューヨーク市 | 17億8,349万米ドル | 100%* | 持株会社 |
| インスティネットInc. | アメリカ・ニューヨーク市 | 13億2,970万米ドル | 100%* | 持株会社 |
| ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC | イギリス・ロンドン市 | 113億9,132万米ドル | 100% | 持株会社 |
| ノムラ・インターナショナルPLC | イギリス・ロンドン市 | 112億4,123万米ドル | 100%* | 証券業 |
| ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED | 香港 | 1,823億11百万円 | 100%* | 証券業 |
| ノムラ・シンガポールLIMITED | シンガポール・シンガポール市 | 2億3,900万シンガポールドル | 100%* | 証券業、金融業 |

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。

2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,342社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、13社となりました。

8. 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金の種類 | 借入金残高 |
|--------------|--------|---------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 長期借入金 | 368,002 |
| 株式会社みずほ銀行 | 長期借入金 | 367,505 |
| 株式会社三井住友銀行 | 長期借入金 | 359,898 |
| 株式会社りそな銀行 | 長期借入金 | 49,479 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 長期借入金 | 180,379 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 長期借入金 | 30,000 |
| 株式会社千葉銀行 | 長期借入金 | 44,326 |
| 株式会社静岡銀行 | 長期借入金 | 35,246 |
| 農林中央金庫 | 長期借入金 | 48,697 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 長期借入金 | 31,643 |

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

（当期の剰余金の配当）

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2019年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり15円をお支払いいたしました。2020年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり5円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき20円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

| 決 議 | 基 準 日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) |
|---------------------|------------|-----------------|------------------|
| 2019年10月29日 取締役会 | 2019年9月30日 | 48,483 | 15.00 |
| 2020年5月8日 取締役会 | 2020年3月31日 | 15,195 | 5.00 |

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）が実施した自己株式の公開買付けに応募し、同公開買付けの成立にともない、2019年8月21日に当社が保有していたNRI普通株式101,889,300株を159,966百万円にてNRIに譲渡いたしました。なお、NRIは、譲渡後も引き続き当社の持分法適用関連会社となります。

II 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

| 種 類 | 発行可能種類株式総数 (株) |
|---------|----------------|
| 普通株式 | 6,000,000,000 |
| 第1種優先株式 | 200,000,000 |
| 第2種優先株式 | 200,000,000 |
| 第3種優先株式 | 200,000,000 |
| 第4種優先株式 | 200,000,000 |

2. 発行済株式総数 普通株式 3,493,562,601株

3. 株主数 349,668名

4. 上位10名の株主

| 株 主 名 | 持株数および持株比率 | |
|--|------------|------|
| | 千株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 228,152 | 7.50 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 163,096 | 5.36 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 70,680 | 2.32 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385151 | 53,546 | 1.76 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 51,872 | 1.70 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7) | 50,758 | 1.67 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 | 49,110 | 1.61 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENTION FUNDS | 39,176 | 1.28 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1) | 36,260 | 1.19 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 34,172 | 1.12 |

(注) 1. 当社は、2020年3月31日現在、自己株式を454,625千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

| | |
|---------------------|---------------|
| 普通株式 | 299,381,781株 |
| 取得価額の総額 | 150,009,244千円 |
| うち、取締役会決議により買い受けた株式 | |
| 普通株式 | 299,362,300株 |
| 取得価額の総額 | 149,999,997千円 |

買受けを必要とした理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 処分した株式

| | |
|---------|--------------|
| 普通株式 | 27,168,475株 |
| 処分価額の総額 | 15,373,218千円 |

(3) 当事業年度末日における保有株式

| | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 454,625,108株 |
|------|--------------|

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

| 新株予約権の名称 | 割当日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の 目的となる 普通株式の数 | 新株予約権の行使期間 | 新株予約権 の行使価額 (1株当たり) |
|----------|------------|---------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 第46回 | 2012. 6. 5 | 1,153個 | 115,300株 | 2015. 4.20~2020. 4.19 | 1円 |
| 第47回 | 2012. 6. 5 | 3,720個 | 372,000株 | 2016. 4.20~2021. 4.19 | 1円 |
| 第48回 | 2012. 6. 5 | 5,268個 | 526,800株 | 2017. 4.20~2022. 4.19 | 1円 |
| 第49回 | 2012. 6. 5 | 398個 | 39,800株 | 2015.10.20~2021. 4.19 | 1円 |
| 第50回 | 2012. 6. 5 | 397個 | 39,700株 | 2016.10.20~2022. 4.19 | 1円 |
| 第53回 | 2013. 6. 5 | 937個 | 93,700株 | 2015. 4.20~2020. 4.19 | 1円 |
| 第54回 | 2013. 6. 5 | 4,563個 | 456,300株 | 2016. 4.20~2021. 4.19 | 1円 |
| 第55回 | 2013.11.19 | 26,782個 | 2,678,200株 | 2015.11.19~2020.11.18 | 821円 |
| 第56回 | 2014. 6. 5 | 1,892個 | 189,200株 | 2015. 4.20~2020. 4.19 | 1円 |
| 第57回 | 2014. 6. 5 | 6,524個 | 652,400株 | 2016. 4.20~2021. 4.19 | 1円 |
| 第58回 | 2014. 6. 5 | 10,145個 | 1,014,500株 | 2017. 4.20~2022. 4.19 | 1円 |
| 第60回 | 2014. 6. 5 | 3,754個 | 375,400株 | 2016. 3.31~2021. 3.30 | 1円 |
| 第61回 | 2014. 6. 5 | 13,746個 | 1,374,600株 | 2017. 3.31~2022. 3.30 | 1円 |
| 第62回 | 2014.11.18 | 26,737個 | 2,673,700株 | 2016.11.18~2021.11.17 | 738円 |
| 第63回 | 2015. 6. 5 | 5,461個 | 546,100株 | 2016. 4.20~2021. 4.19 | 1円 |
| 第64回 | 2015. 6. 5 | 9,282個 | 928,200株 | 2017. 4.20~2022. 4.19 | 1円 |
| 第65回 | 2015. 6. 5 | 14,975個 | 1,497,500株 | 2018. 4.20~2023. 4.19 | 1円 |
| 第68回 | 2015.11.18 | 25,688個 | 2,568,800株 | 2017.11.18~2022.11.17 | 802円 |
| 第69回 | 2016. 6. 7 | 10,341個 | 1,034,100株 | 2017. 4.20~2022. 4.19 | 1円 |
| 第70回 | 2016. 6. 7 | 15,522個 | 1,552,200株 | 2018. 4.20~2023. 4.19 | 1円 |
| 第71回 | 2016. 6. 7 | 20,283個 | 2,028,300株 | 2019. 4.20~2024. 4.19 | 1円 |
| 第72回 | 2016. 6. 7 | 2,592個 | 259,200株 | 2016.10.30~2021.10.29 | 1円 |
| 第73回 | 2016. 6. 7 | 1,054個 | 105,400株 | 2017. 4.30~2022. 4.29 | 1円 |
| 第74回 | 2016.11.11 | 25,354個 | 2,535,400株 | 2018.11.11~2023.11.10 | 593円 |
| 第75回 | 2017. 6. 9 | 11,886個 | 1,188,600株 | 2018. 4.20~2023. 4.19 | 1円 |
| 第76回 | 2017. 6. 9 | 14,569個 | 1,456,900株 | 2019. 4.20~2024. 4.19 | 1円 |
| 第77回 | 2017. 6. 9 | 42,580個 | 4,258,000株 | 2020. 4.20~2025. 4.19 | 1円 |
| 第78回 | 2017. 6. 9 | 8,118個 | 811,800株 | 2021. 4.20~2026. 4.19 | 1円 |
| 第79回 | 2017. 6. 9 | 8,099個 | 809,900株 | 2022. 4.20~2027. 4.19 | 1円 |
| 第80回 | 2017. 6. 9 | 1,362個 | 136,200株 | 2023. 4.20~2028. 4.19 | 1円 |

| 新株予約権の名称 | 割当日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる普通株式の数 | 新株予約権の行使期間 | 新株予約権の行使価額(1株当たり) |
|----------|------------|---------|-------------------|-----------------------|-------------------|
| 第81回 | 2017.6.9 | 1,362個 | 136,200株 | 2024.4.20~2029.4.19 | 1円 |
| 第82回 | 2017.6.9 | 2,767個 | 276,700株 | 2017.10.30~2022.10.29 | 1円 |
| 第83回 | 2017.6.9 | 639個 | 63,900株 | 2018.4.30~2023.4.29 | 1円 |
| 第84回 | 2017.11.17 | 24,889個 | 2,488,900株 | 2019.11.17~2024.11.16 | 684円 |
| 第85回 | 2018.11.20 | 25,079個 | 2,507,900株 | 2020.11.20~2025.11.19 | 573円 |

- (注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は当事業年度末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第45回、第51回、第52回、第59回、第66回および第67回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

| 取締役および執行役（社外取締役を除く） | | | | | |
|---------------------|---------|------|----------|---------|------|
| 新株予約権の名称 | 新株予約権の数 | 保有人数 | 新株予約権の名称 | 新株予約権の数 | 保有人数 |
| 第47回 | 17個 | 1人 | 第65回 | 574個 | 3人 |
| 第48回 | 76個 | 2人 | 第69回 | 451個 | 3人 |
| 第54回 | 49個 | 1人 | 第70回 | 938個 | 5人 |
| 第58回 | 264個 | 2人 | 第71回 | 1,130個 | 6人 |
| 第60回 | 95個 | 2人 | 第75回 | 889個 | 5人 |
| 第61回 | 414個 | 3人 | 第76回 | 887個 | 5人 |
| 第63回 | 69個 | 1人 | 第77回 | 1,099個 | 7人 |
| 第64回 | 206個 | 2人 | | | |

- (注) 1. 新株予約権の数は当事業年度末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. その他の重要な事項

2020年5月8日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および用人等に付与することといたしました。現時点での付与予定数は、以下のとおり見積もっています。付与予定数およびその他の詳細な条件につきましては、2020年5月下旬開催の当社経営会議において決定の上、公表します。

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 付与されるRSUの総数 | 75,000,000個 (75,000,000株相当) |
|-------------|--------------------------------|

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2020年3月31日現在）

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職状況 |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|
| 古賀 信行 | 取締役会長 指名委員 報酬委員 | 野村證券株式会社取締役（*1）（*2） 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長 |
| 永井 浩二 | 取締役 代表執行役社長 グループCEO | 野村證券株式会社取締役会長（*1） |
| 永松 昌一 | 取締役 代表執行役副社長 | 該当なし |
| 木村 宏 | 社外取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長） | 日本たばこ産業株式会社社友 株式会社IHI社外取締役（*2） |
| 石村 和彦 | 社外取締役 指名委員 報酬委員 | AGC株式会社取締役 TDK株式会社社外取締役 株式会社IHI社外取締役 |
| 島崎 憲明 | 社外取締役 監査委員（委員長） | 株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役（*1） |
| 園 マリ | 社外取締役 監査委員 | 該当なし |
| 宮下 尚人 | 取締役 監査委員（常勤） | 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社監査役（*1） |
| Michael Lim Choo San [マイケル・リム] | 社外取締役 | Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン（*1） |
| Laura Simone Unger [ローラ・アンガー] | 社外取締役 | CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター Navient Corporation インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（*1） |

- (注) 1. 取締役 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査委員（委員長）である取締役 島崎憲明は米国企業改革法に基づく財務専門家であり、また、監査委員である取締役 園マリは公認会計士であり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 宮下尚人を常勤の監査委員として選定しております。
4. *1の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。
5. *2の記載のある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもので、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。
6. 社外取締役の兼職先（*1を除く）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、宮下尚人、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerと会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員活動の状況)

| 氏名 | 主な活動状況 |
|-----------------------------------|--|
| 木村 宏 | 当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会9回および報酬委員会8回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| 石村 和彦 | 当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会9回および報酬委員会8回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| 島崎 憲明 | 当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会16回のすべてに出席し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| 園 マリ | 当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会16回のすべてに出席し、企業会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| Michael Lim Choo San [マイケル・リム] | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| Laura Simone Unger [ローラ・アンガー] | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、金融関連の法制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |

(注)上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況 (2020年3月31日現在)

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職状況 |
|--------|----------------------------|--|
| 永井 浩二 | 取締役 代表執行役社長 グループCEO | 「1. 取締役の状況」参照 |
| 永松 昌一 | 取締役 代表執行役副社長 | 「1. 取締役の状況」参照 |
| 奥田 健太郎 | 執行役副社長 グループCo-CEO | 該当なし |
| 森田 敏夫 | 執行役 グループCo-CEO | 野村証券株式会社代表取締役社長 |
| 中川 順子 | 執行役 アセット・マネジメント部門長 | 野村アセットマネジメント株式会社CEO兼代表取締役社長 |
| 中田 裕二 | 執行役 リスク管理統括責任者 (CRO) | 野村証券株式会社代表取締役副社長 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社取締役 |
| 寺口 智之 | 執行役 コンプライアンス統括責任者 (CCO) | 野村証券株式会社代表取締役専務 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社取締役 |
| 北村 巧 | 執行役 財務統括責任者 (CFO) | 野村証券株式会社取締役常務 |

(注) 1. 2020年3月31日付で、執行役 永井浩二、永松昌一および中田裕二は執行役を辞任いたしました。

2. 2020年4月1日付で、加藤壮太郎が執行役に就任しております。

(ご参考) 2020年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

| | | | | | |
|--------|---------|----------------|--------|-----|------------------------------|
| 奥田 健太郎 | 代表執行役社長 | グループCEO | 寺口 智之 | 執行役 | コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者 (CCO) |
| 森田 敏夫 | 代表執行役 | | 北村 巧 | 執行役 | 財務統括責任者 (CFO) |
| 中川 順子 | 執行役 | アセット・マネジメント部門長 | 加藤 壮太郎 | 執行役 | リスク管理統括責任者 (CRO) (ニューヨーク駐在) |

4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

| 区分 | 人数(注1) | 基本報酬等(注2,3) | 賞与 | 当事業年度以前の繰延報酬(注4) | 合計 |
|----------------|------------|--------------------|---------------|------------------|--------------------|
| 取締役 (うち、社外) | 8名 (6名) | 253百万円 (129百万円) | 100百万円 (-) | 15百万円 (-) | 368百万円 (129百万円) |
| 執行役 | 8名 | 560百万円 | 538百万円 | 203百万円 | 1,301百万円 |
| 合計 | 16名 | 813百万円 | 638百万円 | 218百万円 | 1,669百万円 |

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。
 2. 基本報酬等の額813百万円には、その他の報酬(通勤定期券代等)として支給された報酬75万円が含まれております。
 3. 基本報酬等のほかに、執行役に対して社宅関連費用(社宅課税額および課税調整額等)として27百万円を支給しております。
 4. 当事業年度以前に付与された繰延報酬(ストック・オプション等)のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。
 5. 上記のほか、当事業年度において社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計61百万円支給しております。
 6. 当社は2001年に退職慰労金制度を廃止しております。

5. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービス・グループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現し、顧客に付加価値をもたらす、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になると考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

① 野村が重視する価値および戦略との合致

- ・ 野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・ 報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。
- ・ 野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

②会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス（業績に応じた支払い）」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方も重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略およびマーケット動向を踏まえて決定する。
- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

③リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。
- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを得るものとする。

④株主との利益の一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一致を図る。

⑤適切な報酬体系

- ・報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならない。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとするべきである。
- ・報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようにする。

- ・経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職（セベランス）パッケージの保証は行わないものとする。
- ・会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

⑥ガバナンスとコントロール

- ・本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- ・野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- ・経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能を果たし、財務部門、リスク管理部門、地域の報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。
- ・リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- ・報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

(3)取締役および執行役にかかる報酬の方針

取締役および執行役にかかる報酬の方針は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

①ベースサラリー

- ・ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。
- ・ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

②年次賞与

- ・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

③長期インセンティブプラン

- ・個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

| 項 目 | 支 払 額 |
|--|----------|
| (1) 報酬等の額 | 886百万円 |
| (2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 1,409百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積り等の算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

VI 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は、以下のとおりです。また、当期における当該体制の運用状況の概要は、それぞれ項目ごとに破線枠内に記載のとおりです。

<野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制>

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき指針として「野村グループ行動規範」を定め、これを徹底させるものとする。

<I. 監査委員会に関する事項>

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

<上記体制の運用状況の概要>

当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。

- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、原則として子会社である野村證券の監査等委員会と合同で開催しております。さらに、国内の子会社の監査役や監査等委員を、当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで密接に連携を図っております。また、野村グループでは海外3地域（欧州、米州、アジア）のそれぞれを統括する持株会社に監査委員会を設けており、当社の監査委員会はそれらの長と各地域の監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有を行っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。
- (4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈上記体制の運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、経営会議や内部統制委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末監査結果および財務報告に係る内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員は、EY新日本有限責任監査人と定例の会議を実施するほか適宜に意見を求めるなど、EY新日本有限責任監査人と監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。

また、監査委員は、自ら当社の部室および野村證券の部室または営業店等の往査、野村證券以外の子会社往査を行っているほか、子会社往査を行った野村證券の監査等委員または監査特命取締役から報告を受けております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求めることができる体制を整えております。

4. 内部監査部門との連携

- (1) 内部監査に係る実施計画および予算の策定ならびに内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。
- (2) 監査委員会は、監査委員の内部統制委員会への出席、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

監査委員が出席する内部統制委員会は、野村グループの業務運営体制に係る内部統制の整備および評価に関する基本事項ならびに企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。

監査委員会は、内部監査を担当する執行役員から直接または監査委員を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるなど、内部監査部門との連携を行っております。

また、監査委員長と常勤の監査委員は、会計監査人および内部監査を担当する執行役員と、定例の会議を設けて監査上の問題認識などの共有と意見の交換を行っており、野村グループの監査活動の充実に努めております。

〈Ⅱ. 執行役に関する事項〉

1. コンプライアンス体制

- (1) 野村グループ行動規範の遵守および徹底
執行役は、「野村グループ行動規範」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規範の浸透を図り、その遵守を徹底する。
- (2) コンプライアンス体制の整備
執行役は、コンプライアンスに関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。
- (3) コンプライアンス・ホットライン
 - ①執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。
 - ②執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。
- (4) 金融犯罪等に関する体制の整備
野村グループは、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与対策を実施し、贈収賄を防止し、また、反社会的勢力または団体との一切の取引および経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないものとする。執行役はそのために必要な体制の整備を行う。野村グループは反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないものとし、執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、全役職員が社会規範に沿った行動ができるようにするため、2019年12月に、「野村グループ企業理念」の内容を具体化させ、野村グループの一員として取るべき行動の指針を示した「野村グループ行動規範」を策定し公表いたしました。野村グループの役職員は、毎年1回、この「野村グループ行動規範」の遵守を宣誓することとしております。当期は、東京証券取引所で議論されていた上位市場の指定・退出基準に関する情報について、市場の公正性・公平性の観点から不適切な取扱いがあったとして、金融庁より、情報管理にかかる経営管理態勢等につき、業務改善命令を受けたことをふまえ、経営レベルにおいて役職員の適正な行為（コンダクト）を促進するガバナンスの仕組みを整備し、2020年4月より運用を開始しております。また、「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日に、野村グループの創業理念と企業倫理について考え、不祥事を二度と起こさないことを野村グループ全体で決意するための取組みを実施しております。当期は、適正な行為（コンダクト）の在り方について、野村グループの役職員で議論し、不祥事の根絶と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得を目指すことを再確認しました。

当社では、「組織規程」および「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、野村グループのコンプライアンス体制を整備してその実効性を維持する責任者としてコンプライアンス統括責任者を選任しています。また、各社および海外各地域にコンプライアンス責任者を設けております。コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス統括部署であるグループ・コンプライアンス部への指示等を通じて、各社および海外地域のコンプライアンス責任者と連携し、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理態勢の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンス体制の整備・維持を図っております。

社員が法令違反の疑いのある行為等に気付いた場合には、その情報を社内外の通報受領者に直接提供する手段として、野村グループ・コンプライアンス・ホットラインを設置し、社員に周知しております。野村グループ・コンプライアンス・ホットラインでは、情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とされ、情報提供に関する秘密は厳守されております。情報提供における匿名性の確保を強化するため、専門の外部業者が提供する外部通報窓口の導入も行ってまいります。また、野村グループ・コンプライアンス・ホットラインについて消費者庁の定める基準に適合していることが確認できたことから、2019年11月に消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録事業者として登録されております。

野村グループでは、反社会的勢力との取引を排除するため、「野村グループ行動規範」の中で、反社会的勢力または団体との取引の遮断について定めており、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としております。同行動規範において、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関しても、犯罪収益の金融資本市場への流入やテロリストへの資金供与を防ぐために高いレベルの管理態勢をもってこれを防ぐことを基本方針としております。また、「野村グループ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針」を制定し、顧客管理プログラムなど各地域・グループ会社で策定すべき共通ルールを規定し、国際的な規制の動向を注視しながら、グループで一貫した社内管理態勢の強化を図っています。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備状況について統合リスク管理会議に報告する。統合リスク管理会議においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定めて野村グループの事業遂行にともなうリスクを把握・管理しております。

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理および財務の健全性確保に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、リスク管理全般を統括するリスク管理統括責任者（CRO）の指揮に基づき、業務の執行にかかる種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議が、リスク管理に関する重要事項を審議し、決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。野村グループ各社においては、同規程に基づき、危機管理責任者が選任され、各社の危機管理の基本方針を定め、危機管理対策を審議しております。さらに当社は、グループ危機管理委員会を設置し、国内、海外における有事の際の業務継続対応をはじめ、グローバル・ベースでの危機管理態勢の整備を進めております。同委員会の決議内容は経営会議に対して報告されます。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。

- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。
- ①内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
 - ②コンプライアンス体制の整備運用状況
 - ③リスク管理状況
 - ④四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。）
 - ⑤コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
- (4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議に対しても報告を行う。経営会議は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。
- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項
 - ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (5) 当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に對して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。
- (6) 当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」、「野村グループ行動規範」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。(4) 経営会議は、各部門の事業計画および予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、統合リスク管理会議、内部統制委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から3カ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営にかかる重要事項について審議・決定しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

- (1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）については、いずれも関係法令および関連する社内規定ならびに契約等に従って適切に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示にかかる関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針に基づき情報開示委員会を設置しております。グループ広報担当執行役員を委員長とする同委員会は、「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」の内容を役職員に周知、徹底しているほか、情報開示に関するガイドラインを策定・実施するなど、公平かつ適時・適切な情報開示を行う体制を整備しております。

6. 内部監査体制

- (1) 執行役は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- (2) 内部統制委員会は、野村グループの内部統制に係る基本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について審議または決定する。
- (3) 執行役は、内部統制委員会に対し、野村グループにおける内部監査の実施状況およびその結果について、3カ月に1回以上報告を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、当社にグループ・インターナル・オーディット部を、傘下の主要な子会社にも内部監査の専任部署を設置しております。これらの内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。内部監査にかかる年次計画、実施状況およびその結果は、監査委員も出席する内部統制委員会において審議、報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告されております。

Ⅲ. 野村グループの内部統制システム

- (1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底の上、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。
- (2) 執行役は、Ⅰ～Ⅲに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、内部統制システムの改正のつど、改正内容および趣旨を野村グループ各社に徹底し、各社の実情に合わせた内部統制システムを整備するよう指導しております。また、当社は、重要な子会社を含めて財務報告上のリスクを把握し、それを踏まえて財務報告にかかる内部統制システムの整備・運用を行っております。これらの整備・運用状況については、内部監査部門による評価ならびに監査法人の監査および評価を受けております。

(ご参考)

当社は、2020年3月30日開催の取締役会において、同体制の改正を決議いたしました。改正後の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は当社の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/data/cg_report.pdf)に記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

第116期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

(単位：百万円)

| 科 目 | 前 期 (2019年3月31日) | 当 期 (2020年3月31日) | 科 目 | 前 期 (2019年3月31日) | 当 期 (2020年3月31日) |
|--|---------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| (資 産 の 部) | | | (負 債 の 部) | | |
| 現 金 ・ 預 金 | 3,261,869 | 3,874,948 | 短 期 借 入 | 841,758 | 1,486,733 |
| 現金および現金同等物 | 2,686,659 | 3,191,889 | 支払債務および受入預金 | 3,768,038 | 4,397,082 |
| 定期預金 | 289,753 | 309,373 | 顧客に対する支払債務 | 1,229,083 | 1,467,434 |
| 取引所預託金およびその他の顧客分別金 | 285,457 | 373,686 | 顧客以外に対する支払債務 | 1,146,336 | 1,653,495 |
| 貸付金および受取債権 | 3,882,038 | 5,116,913 | 受入銀行預金 | 1,392,619 | 1,276,153 |
| 貸付金 | 2,544,218 | 2,857,405 | 担 保 付 調 達 | 16,684,403 | 18,028,339 |
| 顧客に対する受取債権 | 449,706 | 541,284 | 買戻条件付売却有価証券 | 15,036,503 | 16,349,182 |
| 顧客以外に対する受取債権 | 892,283 | 1,731,236 | 貸付有価証券担保金 | 1,229,595 | 961,446 |
| 貸倒引当金 | △4,169 | △13,012 | その他の担保付借入 | 418,305 | 717,711 |
| 担 保 付 契 約 | 17,306,959 | 15,907,112 | ト レ ー ディ ン グ 負 債 | 8,219,811 | 8,546,284 |
| 売戻条件付買入有価証券 | 13,194,543 | 12,377,315 | そ の 他 の 負 債 | 858,867 | 1,034,448 |
| 借入有価証券担保金 | 4,112,416 | 3,529,797 | 長 期 借 入 | 7,915,769 | 7,775,665 |
| トレーディング資産およびプライベート エ ク イ テ ィ ・ デ ッ ト 投 資 | 14,385,789 | 16,898,100 | 負 債 合 計 | 38,288,646 | 41,268,551 |
| ト レ ー ディ ン グ 資 産 | 14,355,712 | 16,853,822 | コ ミ ッ ト メ ン ト お よ び 偶 発 事 象 | | |
| プライベートエクイティ・デット投資 | 30,077 | 44,278 | (資 本 の 部) | | |
| そ の 他 の 資 産 | 2,132,784 | 2,202,742 | 資 本 金 | 594,493 | 594,493 |
| 建物、土地、器具備品および設備 (2019年3月31日現在416,052百万円 2020年3月31日現在397,114百万円 の減価償却累計額控除後) | 349,365 | 440,512 | 授権株式数 6,000,000,000株 | | |
| トレーディング目的以外の負債証券 | 460,661 | 455,392 | 発行済株式数 | | |
| 投資持分証券 | 138,447 | 112,175 | 2019年3月31日現在 3,493,562,601株 | | |
| 関連会社に対する投資および貸付金 | 436,220 | 367,641 | 2020年3月31日現在 3,493,562,601株 | | |
| そ の 他 | 748,091 | 827,022 | 発行済株式数(自己株式控除後) | | |
| | | | 2019年3月31日現在 3,310,800,799株 | | |
| | | | 2020年3月31日現在 3,038,587,493株 | | |
| | | | 資 本 剰 余 金 | 687,761 | 683,232 |
| | | | 利 益 剰 余 金 | 1,486,825 | 1,645,451 |
| | | | 累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益 | △29,050 | △26,105 |
| | | | 自 己 株 式 (取 得 価 額) | △108,968 | △243,604 |
| | | | 自己株式数 | | |
| | | | 2019年3月31日現在 182,761,802株 | | |
| | | | 2020年3月31日現在 454,975,108株 | | |
| | | | 当 社 株 主 資 本 合 計 | 2,631,061 | 2,653,467 |
| | | | 非 支 配 持 分 | 49,732 | 77,797 |
| | | | 資 本 合 計 | 2,680,793 | 2,731,264 |
| 資 産 合 計 | 40,969,439 | 43,999,815 | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 40,969,439 | 43,999,815 |

当期より会計基準アップデート第2016-02号「リース」を適用した結果、2019年4月1日期首時点で、その他の資産—建物、土地、器具備品および設備が169,277百万円増加し、その他負債が163,685百万円増加しております。また、主に一部のリース分類の変更により2019年4月1日期首利益剰余金が5,592百万円増加しております。

第116期連結損益計算書 (前期数値はご参考)

| 科 目 | (単位：百万円) | |
|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 前 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) | 当 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) |
| 委託・投信募集手数料 | 293,069 | 308,805 |
| 投資銀行業務手数料 | 101,521 | 103,222 |
| アセットマネジメント業務手数料 | 245,519 | 238,202 |
| トレーディング損益 | 342,964 | 356,609 |
| プライベートエクイティ・デット投資関連損益 | 1,007 | △93 |
| 金融 収 益 | 776,964 | 794,472 |
| 投資持分証券関連損益 | △6,983 | △14,726 |
| そ の 他 | 81,057 | 165,991 |
| 収 益 合 計 | 1,835,118 | 1,952,482 |
| 金 融 費 用 | 718,348 | 664,653 |
| 収益合計（金融費用控除後） | 1,116,770 | 1,287,829 |
| 人 件 費 | 497,065 | 479,420 |
| 支 払 手 数 料 | 82,637 | 106,123 |
| 情 報 ・ 通 信 関 連 費 用 | 166,865 | 170,317 |
| 不 動 産 関 係 費 | 64,940 | 72,986 |
| 事 業 促 進 費 用 | 36,915 | 31,885 |
| そ の 他 | 306,049 | 178,837 |
| 金融費用以外の費用計 | 1,154,471 | 1,039,568 |
| 税引前当期純利益（△損失） | △37,701 | 248,261 |
| 法 人 所 得 税 等 | 57,010 | 28,894 |
| 当期純利益（△損失） | △94,711 | 219,367 |
| 差引：非支配持分に帰属する 当期純利益 | 5,731 | 2,369 |
| 当 社 株 主 に 帰 属 する 当期純利益（△損失） | △100,442 | 216,998 |

第116期連結資本勘定変動表 (前期数値はご参考)

| 科 目 | (単位：百万円) | | |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| | 前 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) | 当 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) | |
| 資 本 | 金 高 | 594,493 | 594,493 |
| 期 首 | 高 | 594,493 | 594,493 |
| 期 末 | 高 | 594,493 | 594,493 |
| 資 本 | 金 高 | 675,280 | 687,761 |
| 期 首 | 高 | 12,481 | △4,326 |
| 期 末 | 高 | — | △203 |
| 利 益 | 金 高 | 687,761 | 683,232 |
| 期 首 | 高 | 1,696,890 | 1,486,825 |
| 期 末 | 高 | 1,564 | 5,592 |
| 累 積 的 所 得 替 換 算 調 整 額 | 高 | △100,442 | 216,998 |
| 期 首 | 高 | △20,080 | △63,670 |
| 期 末 | 高 | △1,191 | △294 |
| 自 己 株 式 の 消 却 | 高 | △89,916 | — |
| 期 首 | 高 | 1,486,825 | 1,645,451 |
| 期 末 | 高 | △15,596 | 17,833 |
| 累 積 的 所 得 替 換 算 調 整 額 | 高 | 33,429 | △44,107 |
| 期 首 | 高 | 17,833 | △26,274 |
| 期 末 | 高 | △47,837 | △71,107 |
| 確 定 給 付 年 金 制 度 | 高 | △23,270 | 8,536 |
| 期 首 | 高 | △71,107 | △62,571 |
| 期 末 | 高 | 4,077 | 24,224 |
| 自 己 クレジット 調 整 額 | 高 | 20,147 | 38,516 |
| 期 首 | 高 | 24,224 | 62,740 |
| 期 末 | 高 | △29,050 | △26,105 |
| 自 己 株 式 | 高 | △157,987 | △108,968 |
| 期 首 | 高 | △51,714 | △150,009 |
| 期 末 | 高 | 0 | 0 |
| 業 員 に 対 する 発 行 株 式 | 高 | 10,817 | 15,373 |
| 期 首 | 高 | 89,916 | — |
| 期 末 | 高 | △108,968 | △243,604 |
| 当 社 株 主 資 本 合 計 | 高 | 2,631,061 | 2,653,467 |
| 期 首 | 高 | 2,631,061 | 2,653,467 |
| 非 支 配 持 分 | 高 | 50,504 | 49,732 |
| 期 首 | 高 | △2,685 | △1,483 |
| 期 末 | 高 | 5,731 | 2,369 |
| 非 支 配 持 分 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 高 | 750 | △302 |
| 非 支 配 持 分 に 帰 属 する 累 積 的 所 得 替 換 算 調 整 額 | 高 | 1,183 | 18,264 |
| 為 替 換 算 調 整 額 | 高 | △5,751 | 9,217 |
| 子 会 社 株 式 の 購 入 ・ 売 却 等 (純 額) | 高 | 49,732 | 77,797 |
| そ の 他 の 増 減 (純 額) | 高 | 2,680,793 | 2,731,264 |
| 期 首 | 高 | 2,680,793 | 2,731,264 |
| 期 末 | 高 | 2,680,793 | 2,731,264 |

(1) 「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準アップデート第2016-02号「リース」に関連する初年度適用期首残高調整額です。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎 憲明 ㊟

監査委員 園 マリ ㊟

監査委員 宮下 尚人 ㊟

(注) 島崎憲明および園マリは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第116期末貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|--------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 4,021,494 | 流動負債 | 2,264,886 |
| 現金および預金 | 250,710 | 短期借入金 | 1,940,326 |
| 金銭の信託 | 42 | 1年内償還予定の社債 | 150,700 |
| 短期貸付金 | 3,683,399 | 貸借取引担保金 | 70,628 |
| 未収入金 | 35,963 | 未払法人税等 | 532 |
| その他 | 51,380 | 賞与引当金 | 29,139 |
| 固定資産 | 3,514,463 | その他 | 73,562 |
| 有形固定資産 | 21,309 | 固定負債 | 2,672,511 |
| 建物 | 8,375 | 社債 | 885,545 |
| 器具備品 | 11,322 | 長期借入金 | 1,785,286 |
| 土地 | 210 | その他 | 1,679 |
| 建設仮勘定 | 1,402 | 負債合計 | 4,937,396 |
| 無形固定資産 | 75,730 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 75,730 | 科目 | 金額 |
| その他 | 0 | 株主資本 | 2,533,587 |
| 投資その他の資産 | 3,417,424 | 資本金 | 594,493 |
| 投資有価証券 | 102,441 | 資本剰余金 | 559,676 |
| 関係会社株式 | 2,472,519 | 資本準備金 | 559,676 |
| その他の関係会社有価証券 | 38,584 | 利益剰余金 | 1,622,825 |
| 関係会社長期貸付金 | 721,690 | 利益準備金 | 81,858 |
| 長期差入保証金 | 27,270 | その他利益剰余金 | 1,540,967 |
| 繰延税金資産 | 7,014 | 繰越利益剰余金 | 1,540,967 |
| その他 | 47,928 | 自己株式 | △243,407 |
| 貸倒引当金 | △23 | 評価・換算差額等 | 50,306 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 33,920 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 16,386 |
| | | 新株予約権 | 14,668 |
| | | 純資産合計 | 2,598,561 |
| 資産合計 | 7,535,957 | 負債・純資産合計 | 7,535,957 |

第116期損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 営業収益 | 348,003 |
| 資産利用料 | 101,951 |
| 不動産賃貸収入 | 32,033 |
| 商標使用料 | 35,574 |
| 関係会社受取配当金 | 114,747 |
| 関係会社貸付金利息 | 50,894 |
| その他の売上高 | 12,803 |
| 営業費用 | 236,496 |
| 人件費 | 25,809 |
| 不動産関係費 | 39,697 |
| 事務費 | 59,617 |
| 減価償却費 | 36,519 |
| 租税公課 | 2,684 |
| その他の経費 | 5,979 |
| 金融費用 | 66,191 |
| 営業利益 | 111,507 |
| 営業外収益 | 13,001 |
| 営業外費用 | 4,850 |
| 経常利益 | 119,658 |
| 特別利益 | 173,592 |
| 関係会社清算益 | 1,932 |
| 関係会社株式売却益 | 151,462 |
| 投資有価証券売却益 | 6,806 |
| 固定資産売却益 | 9,480 |
| 新株予約権戻入益 | 220 |
| 関係会社事業損失引当金戻入額 | 3,693 |
| 特別損失 | 6,333 |
| 投資有価証券売却損 | 205 |
| 投資有価証券評価損 | 3,339 |
| 関係会社株式売却損 | 727 |
| 関係会社株式評価損 | 1,170 |
| 固定資産除売却損 | 892 |
| 税引前当期純利益 | 286,917 |
| 法人税、住民税および事業税 | 2,738 |
| 法人税等調整額 | 2,968 |
| 当期純利益 | 281,212 |

第116期株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | | | 金 額 |
|-----------------|-----|--|--|-----------|
| 株 主 資 本 | 本 金 | | | |
| 資 本 | 高 高 | | | 594,493 |
| 当 期 首 残 高 | | | | |
| 当 期 末 残 高 | | | | 594,493 |
| 資 本 剰 余 金 | 金 金 | | | |
| 資 本 | 高 高 | | | 559,676 |
| 当 期 首 残 高 | | | | |
| 当 期 末 残 高 | | | | 559,676 |
| 資 本 剰 余 金 合 計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | 559,676 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 559,676 |
| 利 益 剰 余 金 | 金 金 | | | |
| 利 益 | 高 高 | | | 81,858 |
| 当 期 首 残 高 | | | | |
| 当 期 末 残 高 | | | | 81,858 |
| そ の 他 利 益 剰 余 金 | 金 金 | | | |
| 線 越 利 益 剰 余 金 | 高 高 | | | 1,318,632 |
| 当 期 首 残 高 | | | | |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △58,416 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 281,212 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | △461 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | 222,335 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 1,540,967 |
| 利 益 剰 余 金 合 計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | 1,400,490 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △58,416 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 281,212 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | △461 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | 222,335 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 1,622,825 |
| 自 己 株 式 | 高 高 | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | △108,771 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △150,009 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | 15,373 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | △134,636 |
| 当 期 末 残 高 | | | | △243,407 |

| 科 目 | | | | 金 額 |
|-------------------------------------|--|--|--|-----------|
| 株 主 資 本 合 計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | 2,445,888 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △58,416 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 281,212 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △150,009 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | 14,913 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | 87,699 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 2,533,587 |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | 44,929 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | △11,010 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | △11,010 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 33,920 |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | 3,107 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | 13,279 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | 13,279 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 16,386 |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | 48,036 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | 2,270 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | 2,270 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 50,306 |
| 新 株 予 約 権 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | 22,997 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | △8,328 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | △8,328 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 14,668 |
| 純 資 産 合 計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | | | | 2,516,921 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △58,416 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 281,212 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △150,009 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | 14,913 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | △6,059 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | 81,640 |
| 当 期 末 残 高 | | | | 2,598,561 |

招 集 し 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 等

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役員、監査等委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎 憲明 ㊟

監査委員 園 マリ ㊟

監査委員 宮下 尚人 ㊟

(注) 島崎憲明および園マリは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

株式事務のご案内

- 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会：毎年6月中に開催
- 株主名簿管理人/特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行
(連絡先)

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711 (東京)
0120-094-777 (大阪)
【受付時間 平日 9:00～17:00】

- ※ 株主様の各種お手続き（住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など）については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。
- ※ 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、上記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは、野村グループホームページをご覧ください。



野村 株式等に関するお手続き

検索



第116期 期末配当金のお支払いについて

第116期 期末（2020年3月31日基準日）配当金につきましては、2020年6月8日（月）よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、**2020年7月10日（金）**までに、最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込みについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- ①証券会社で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、お預けの株式の配当金をお受け取りいただけます。
- ②銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。

配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、左記の案内もご参照いただき、お取引の証券会社にてご確認の上、お手続きください。

株式等の税務関係のお手続きに関しましては、マイナンバー（個人番号）のお届出が必要です。お届出をされていない株主様におかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバー（個人番号）のお届出をお願いします。

株主総会に関するお問い合わせ先

野村ホールディングス株式会社 グループ総務部
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1
電話 03-5255-1000（代表）